

東証指数算出要領 (TOPIX 高配当 40 指数)

2026 年 11 月 2 日版

株式会社 J P X 総研

2026 年 7 月 24 日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
Ⅰ. 株価指数概要	4
Ⅱ. 指数の算出	4
1. 算出方法	4
2. 指数種別	4
3. 構成銘柄の追加・除外	5
Ⅲ. その他	7
1. 指数値及び指数基礎情報の配信	7
2. 利用許諾	7
3. 問い合わせ先	7

変更履歴

公表日	変更内容
2017/8/9	・ 初版
2018/7/23	・ 割り当てられる新株予約権証券が上場しない「新株予約権の無償割当増資」及び「株式無償割当」の取扱いの明確化
2020/3/31	・ 株式等の決済期間短縮化（T+2）に伴う基準時価総額の修正日等の変更
2020/6/30	・ 配当落微調整日の早期化に伴う所要の変更
2020/12/25	・ 採用価格等に係る取扱いの明確化
2022/4/4	・ 市場区分の再編に伴う修正 ・ J P X総研への業務移管に伴う修正（2022 年 4 月 1 日から遡及して適用）
2023/2/13	・ 指数の算出式等に係る規定は「指数計算に係る算出要領」に従うよう構成を変更 ・ 定期入替時における母集団の取扱いの明確化
2024/1/31	・ 「特設注意市場銘柄」の「特別注意銘柄」への呼称変更
2025/1/31	・ 算出要領間の用語統一のための変更
2025/7/31	・ スピンオフに係る取扱いの追記
2026/3/31	・ 非定期の構成銘柄からの除外に係る取扱いの変更 ・ 算出要領間の用語統一のための変更
2026/7/24	・ 特別注意銘柄の取扱いの見直し

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う、TOPIX 高配当 40 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、TOPIX 高配当 40 指数の算出、配信若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出、配信若しくは公表の方法の変更、TOPIX 高配当 40 指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

- ・ TOPIX 高配当 40 指数は、TOPIX 100 の構成銘柄を母集団とし、直近の実績配当利回りが相対的に高い 40 銘柄により構成される指数である。銘柄の選定に当たっては、各銘柄の実績配当金、定期入替の基準日（以下「定期入替基準日」という。）における株価を基に選定を行う。
- ・ 構成銘柄の定期入替は毎年 1 回（6 月最終営業日）行う。
- ・ 基準日は 2017 年 8 月 25 日、基準値は 1,000 ポイントである。

II. 指数の算出

1. 算出方法

- ・ 算出式は「指数計算に係る算出要領」に定める時価総額加重方式とする。
- ・ 指数値算出に用いる浮動株比率は、TOPIX の指数値算出に用いる浮動株比率とする。
- ・ ただし、定期入替基準日（5 月最終営業日とする。）におけるウエイトが上限（5%とする。）を超える構成銘柄については、毎年 6 月最終営業日を適用日としてウエイトを調整するための係数（以下「キャップ調整係数」という。）を設定する。キャップ調整係数を設定後に株価の変動等によりウエイトが上限を超える場合も、翌年の 6 月最終営業日までキャップ調整係数の変更は行わない。

2. 指数種別

- ・ TOPIX 高配当 40 指数について、配当なし指数と配当込み指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

3. 構成銘柄の追加・除外

(1) 定期入替等

a. 入替日等

- ・ 定期入替基準日は、毎年 5 月最終営業日とし、定期入替は、年 1 回、6 月最終営業日（以下「定期入替日」という。）を行う。
- ・ 構成銘柄の選定結果は、JPX ウェブサイトにおいて、定期入替日の 5 営業日前に公表する。

b. TOPIX 高配当 40 指数の選定基準

以下の手順により構成銘柄（40 銘柄）の選定を行う。

(a) 母集団の選定

定期入替基準日において、TOPIX 100 の構成銘柄として選定されている銘柄とする。ただし、定期入替基準日において、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。また、母集団から除外される銘柄は、原則として、定期入替基準日から選定結果の発表までの間に、以下のいずれかに該当することが判明した銘柄を含む。

- ・ 整理銘柄に指定されている。
- ・ 特別注意銘柄に指定されている。

(b) 直近 1 年間の実績配当金の算定

実績配当金とは、決算短信で公表された 1 株当たり配当金とする。直近 1 年間の実績配当金は、上場会社が定期入替基準日までに公表した決算短信のうち、定期入替基準日の属する年の前年 4 月から直前の 3 月までに権利落ち日を迎えた配当金の合算値を用いる。ただし、定期入替基準日において株式分割・株式併合等により株価水準が変動していた場合には、定期入替基準日における株価水準と比較可能な水準へ配当金の修正を行う。また決算期変更等により他銘柄との比較可能性の観点から JPX 総研が必要とみなした場合には、配当金を調整する場合がある。

(c) 配当利回りの算定

直近 1 年間の実績配当金を株価で除して配当利回りを算出する。配当利回りの計算に用いる株価は、定期入替基準日の最終指数値の計算に用いられた各銘柄の指数採用価格とする。（採用価格は「指数計算に係る算出要領」を参照。）

(d) 銘柄の選定

初回の銘柄選定に際しては、(c)で計算された配当利回りが高い順に 40 銘柄を選定する。

その後の定期入替に際しては、定期入替基準日における構成銘柄については、(c)で計算された配当利回りが上位 50 位以内であれば継続して選定する。その結果、銘柄数が 40 に満たない場合は、銘柄数が 40 となるまで、配当利回りが高い順に選定する。

(2) 非定期の構成銘柄からの除外

- 構成銘柄に上場廃止、整理銘柄への指定、特別注意銘柄への指定又は TOPIX からの除外があった場合、当該銘柄を除外する。

(3) 非定期の構成銘柄への追加

- 構成銘柄が株式移転、合併、株式交換又は会社分割（以下「株式移転等」という。）のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社、完全親会社又は承継会社（以下「新設会社等」という。）が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を追加する。
- 構成銘柄のスピンオフ（構成銘柄が剰余金の配当によりその直前において子会社であった会社等の株式を割り当てること）により独立した会社（以下「スピンオフ対象会社」という。）が、スピンオフの権利落日から効力発生日までに新規上場する場合、当該スピンオフ対象会社を追加する。
- 構成銘柄が、構成銘柄でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となる場合、当該存続会社又は完全親会社を追加する。
- 非定期の構成銘柄の除外によって、構成銘柄が 40 銘柄を下回ることがあっても、非定期の追加は行わない。

(4) 構成銘柄の追加及び除外日

	修正を要する事項		修正日
追加	新規上場	構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	新規上場日(注)
		構成銘柄のスピンオフによりスピンオフ対象会社が権利落日から効力発生日(注)までに新規上場する場合	新規上場日(注)
	構成銘柄が、構成銘柄でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社又は完全親会社が構成銘柄に追加される場合		上場廃止日(注)
	毎年 6 月の定期入替		6 月最終営業日
除外	上場廃止	構成銘柄が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が構成銘柄に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日(注)（通例、上場廃止日の 2 営業日後）
		上記以外（合併又は株式交換などにより非存続会社となる場合等）	上場廃止日(注)
	整理銘柄への指定		指定日(注)の 4 営業日後

	修正を要する事項	修正日
	特別注意銘柄への指定	指定日(注)の7営業日後
	TOPIX からの除外	TOPIX からの除外日
	毎年6月の定期入替	6月最終営業日

注：休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

Ⅲ. その他

1. 指数値及び指数基礎情報の配信

(1) 指数値

- ・ TOPIX 高配当 40 指数は、日次終値を算出する。

(2) 指数基礎情報

- ・ 日々の指数基礎情報（基準時価総額など）は、「指数基礎情報」において配信する。

2. 利用許諾

TOPIX 高配当 40 指数の算出、配信、公表又は利用など TOPIX 高配当 40 指数に関する権利は、J P X 総研又は J P X 総研の関連会社が有している。このため、TOPIX 高配当 40 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・販売などを行う場合（相対契約によるオプション、スワップ又はワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）には、J P X 総研とのライセンス契約が必要となる。また、TOPIX 高配当 40 指数を第三者に配信・提供等する場合にも、J P X 総研とのライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

J P X 総研 インデックスビジネス部

E-mail : index@jpx.co.jp

以上